

中丸寿会会則

第1条 本会の中丸寿会と称し事務所を会長宅に置く。

第2条 1) 本会の中丸町会区域に居住する満59歳以上の者を以て組織する。
2) 他地区より入会を希望する者は役員会にて諮り承認を得るものとする。

第3条 本会は宗教、政治上には関与せぬこと。

第4条 本会は板橋区役所並びに板橋区老人クラブ連合会の傘下のもとに活動する。

第5条 本会は会員相互の友愛、親睦を計り互助と保健を守り長寿するを以て目的とする。

目的達成のため次の事業を行う。

- | | |
|-------------|-------------|
| 1. 新年会 | 1. 懇親会 |
| 1. スポーツ・舞踊 | 1. 慰安旅行 |
| 1. 講演会 | 1. 友愛活動 |
| 1. レクリエーション | 1. ボランティア活動 |

第6条 本会は次の役員を置く。

会長	1名	副会長	若干名
会計	2名	監査	2名
顧問	若干名	総務	若干名
友愛関係	若干名	板老連関係	若干名
地区担当委員	各地区1名		

第7条 本会会長は総会に於いて選出し、他の役員は総会の議を得て会長が委嘱する。

第8条 本会会長は会を統理し副会長は会長を補佐し、会計は経理を司り総務、友愛、板老連関係は事業執行に協力する。
地区担当委員は総務に協力し、地区会員の連絡を計る。

第 9 条 本会に顧問、相談役を置くことができる。 顧問、相談役は会長の諮問に答える。

第 10 条 本会役員の任期は 2 ヶ年とし再選を妨げない。

第 11 条 本会の会議は総会及び役員会とする。

1. 総会は年 1 回会長が招集し会則、事業計画、予算、決算、役員選出その他会長が付議した事項等審議する。

1. 役員会は必要に応じ会長が招集し、会の運営、事業執行上の諸問題を審議する。

第 12 条 本会の経理は会費、補助金、寄付金その他を以って賄う。
(会費は月額 100 円とする)

第 13 条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日までとする。

第 14 条 本会は次の帳簿を備え、事業完了後 5 年間保管するものとする。

- | | |
|-------------------|-------------|
| 1) 会則 | 4) 会議録 |
| 2) 会員・役員名簿 | 5) その他必要な帳冊 |
| 3) 会費徴収簿・現金出納簿・証票 | |

付 則

第 15 条 会員死亡の時は香典を贈る。

第 16 条 誕生会は 2 ヶ月毎に祝い品を会員に贈呈する。

第 17 条 この会則は平成 26 年 5 月 17 日に改定し施行する。

中丸寿会会則の細則

役員会は会務運営のため細則を有することが出来る。細則の改廃については中丸寿会総会の承認は必要としないが、会員に報告しなければならない。

＜細則＞

- ・ 会則第 2 条について
 - 2) 他地区より入会を希望する者は、会員全体の 10%以下とする。
- ・ 付則第 15 条について
 - 会員死亡時の香典金額は、入会 3 年未満 2,000 円 3 年以上 5,000 円とする。
- ・ 付則第 16 条について
 - 誕生祝い品は、毎年 3 月末までの在籍者に 4 月より贈呈する。

この細則は、平成 31 年 3 月 31 日に改定し平成 31 年 4 月 1 日より施行する。

以上